

# 納付書をお使いいただくにあたって

※この納付書は東大阪市に事業所税を納付するためのものです。ご注意ください。

## 1 納付場所（令和6年4月1日現在）

・東大阪市役所 市税取扱窓口  
本庁、各行政サービスセンター

・市税取扱金融機関

りそな銀行、みずほ銀行、北陸銀行、三十三銀行、滋賀銀行、京都銀行、関西みらい銀行  
池田泉州銀行、南都銀行、紀陽銀行、阿波銀行、百十四銀行、みなと銀行、徳島大正銀行

京都信用金庫、大阪信用金庫、大阪厚生信用金庫、大阪シティ信用金庫、大阪商工信用金庫  
永和信用金庫、尼崎信用金庫

大同信用組合、成協信用組合、のぞみ信用組合、近畿産業信用組合、ミレ信用組合

近畿労働金庫

グリーン大阪農業協同組合、大阪中河内農業協同組合

・ゆうちょ銀行・郵便局

近畿2府4県(大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県)に所在するゆうちょ銀行・郵便局

## 2 効力等

- ◎ 領収証書は、東大阪市出納員又は東大阪市指定金融機関、東大阪市指定代理金融機関、東大阪市  
収納代理金融機関もしくはゆうちょ銀行・郵便局の領収日付印を押すことによってその効力を生じます。
- ◎ 証券(小切手等)ご使用の場合は、その証券金額の支払いがあるまであなたの納税義務は完了しません。
- ◎ **領収証書は大切に保管してください。**

## 3 延滞金について

- ◎ 納期限後に納付される場合は、納期限からの期間の日数に応じて延滞金がかかります。  
延滞金の額は法令に規定する割合を乗じて計算した金額となります。  
ただし、延滞金の計算の基礎となる税額の金額が2,000円未満、もしくは延滞金の額が1,000円未満の場合は、  
延滞金を徴収しません。